

議員発案第2号

三条市議会委員会条例の一部改正について

三条市議会委員会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成20年3月18日 提出

提 出 者 議会運営委員会

委 員 長 阿 部 銀 次 郎

三条市議会委員会条例の一部を改正する条例

三条市議会委員会条例（平成 17 年三条市条例第 205 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中イを削り、ウをイとし、エからサまでをウからコまでとし、同条第 2 号ア中「福祉保健部」を「市民部」に改め、同号イ中「市民部」を「福祉保健部」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に改正前の三条市議会委員会条例の規定による常任委員会において審査又は調査を継続している事件は、改正後の三条市議会委員会条例の規定により当該事件を所管することとなる常任委員会にそれぞれ付議されたものとみなす。

議員発案第2号参考

三条市議会委員会条例（抜粋）

（常任委員会の名称、委員の定数及びその所管）

第2条 常任委員会の名称、委員の定数及びその所管は、次のとおりとする。

(1) 総務常任委員会 8人

- ア 議会事務局の所管に属する事項
- イ 総合政策部の所管に属する事項
- ウ 総務部の所管に属する事項
- エ サービスセンターの所管に属する事項
- オ 会計課の所管に属する事項
- カ 選挙管理委員会の所管に属する事項
- キ 監査委員の所管に属する事項
- ク 公平委員会の所管に属する事項
- ケ 固定資産評価審査委員会の所管に属する事項
- コ 消防本部の所管に属する事項
- サ その他他の委員会の所管に属さない事項

(2) 民生常任委員会 8人

- ア 福祉保健部の所管に属する事項
- イ 市民部の所管に属する事項